

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X 1 ほか

控訴人(一審原告) X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

証拠説明書(2)

令和3年6月8日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

控訴人兼被控訴人(一審被告)訴訟代理人 熊谷明彦

控訴人兼被控訴人(一審被告)指定代理人 石垣智子

鈴木和孝

原啓晋

田原慎士

竹内友紀子

大平直美

佐々木俊介

川村聖

寺 部 敦

布 目 武

田 中 浩 司

澤 口 舜

市 本 芳 宏

坂 手 立

浅 野 優 介

布 村 希 志 子

小 林 勝

柴 田 延 明

淵 田 祐 介

前 澤 い ず み

坂 上 陽

笠 原 達 矢

大 城 朝 久

仲 村 淳 一

後 藤 堯 人

藤 田 悟 郎

上 村 香 織

吉 田 匡 志

田 上 雅 彦

井 藤 志 暢

末 永 憲 吾

小 久 保 舞

村 田 太 一

村 川 正 徳

田 口 達 也

正 岡 秀 章

大 浅 田 薫

小 林 源 裕

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 作 成 ・ 写 年月日	立 証 趣 旨
乙第269号証	意見書 (京都大学防災研究所 特任教授 川瀬博)	原 R3. 5. 31	①地震動評価を行うに当たって、 地震モーメント M_0 の上乗せやそ の要否の検討によって経験式の基 となる観測データの「ばらつき」 を考慮するのではなく、支配的な パラメータの「不確かさ」を考慮 するとの考え方が、現在の地震学 や地震工学等において広く是認さ れていること ②地震等検討小委員会の下で策定 された手引き改訂案の不確かさ (ばらつき)に係る記載が地震モ ーメント M_0 の上乗せやその要否 の検討を求める趣旨で設けられた ものではないこと 等
乙第270号証	意見書 (京都大学名誉教授 入倉孝次郎)	原 R3. 5. 28	同 上
乙第271号証	意見書 (京都大学複合原子力 科学研究所特任教授 釜江克宏)	原 R3. 5. 28	同 上

乙第272号証	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の制定について (原規規発第20033110号) (原子力規制委員会)	写	R2. 3. 31 (改正日)	設置許可基準規則の解釈の内容
---------	---	---	--------------------	----------------